



## 会社法の改正要点

2011年以降会社法の大幅改正が行われていない中、世界の経済貿易環境の急速な変化、イノベーションと起業の趨勢、新形態の経済発展モデルの台頭を受け、台湾政府は2年前より会社法の全面的改正の検討を進めていました。産学官連携による検討と考察を経て、2018年7月6日に会社法改正案が立法院を通過しました。企業経営に関連する改正要点を抜粋して解説します。

### ◆ 資本形成に関する主要改正点

#### 「無額面株式」制度の新設

従来の会社法では「額面株式」のみが認められ、且つ割引発行をすることが出来ませんでした。そのため、資本計画の柔軟性が低く、投資意欲の低下を招いていました。改正会社法では、「非公開発行会社」に「無額面株式」の発行が認められ、株式発行価格の決定に柔軟性が増すと見込まれます。これは投資家に対する投資誘引に繋がるとともに、既存の株主にとっても増資による持分比率の希薄化の回避に繋がると考えられます。

#### 「特別株」形態の拡大

従来の会社法では、配当の分配及び議決権の制限についてのみ特別株の約定を設定することが出来ました。改正会社法では、会社経営における成長レベルごとの需要に応えるため、「非公開発行会社」は以下の権利義務を付した特別株を発行することが出来ることになりました。

- 複数の議決権
- 特定事項に対する否決権
- 一定定数が取締役を選任される権利の保障

- 取締役・監査役への選任の制限又は禁止
- 一株を複数株へ転換する権利又は譲渡制限等

#### 「社債の発行総額」制限の緩和

従来 of 会社法では、社債の発行総額は「会社が現に有する資産の総額から負債総額及び無形資産を控除した残額」を超えることができないと規定されていました。しかしながら、証券関連法規には当該制限はなく、また近年台湾の国際財務報告基準(IFRS)の採用により各社の無形資産が大幅に増加している状況にありました。改正会社法では、無形資産の比重が比較的大きい業界への公平性を図り、社債発行時の無形資産による発行金額制限が削除され、資金調達 of 制限が緩和されました。

#### 「転換可能社債と引受権付社債」 of 発行 of 緩和

従来 of 会社法では、閉鎖性株式会社のみが「転換可能社債と引受権付社債」 of 私募が可能でした。また、公開発行会社は証券取引法 of 規定に従う必要がありました。改正会社法では、ベンチャー事業 of 発展を奨励し、資金調達 of 制限を緩和するため、閉鎖性株式会社に加え「非公開発行会社」も「転換可能社債と引受権付社債」 of 私募が可能となりました。

## ◆ コーポレート・ガバナンスに関する主要改正点

### 法定「役員人数」の調整の要求

従来の会社法では、最低役員数を「3名の取締役と1名の監査役」と規定していたため、名目だけの取締役及び監査役の選任が横行し、頻繁に争議が発生していました。改正会社法では、当該人数規定が削除されました。役員数はコーポレート・ガバナンスに委ねられるべきという観点から、非公開発行会社は定款に定める事で取締役を1名又は2名とすることも可能になりました。なお、株主が2名以上の会社（一人会社以外）の場合は、株主の権利の保障のため監査役を最低1名設置する必要があります。

### 取締役会の「書面議決」制度の新設

従来の会社法では、会社の取締役会は実際の会議又はテレビ会議の方法で開催しなければならないとされ、取締役会の多様な開催方法が認められている他国に比べ柔軟性がありませんでした。改正会社法では、非公開発行会社の取締役会は「書面方式」により議決権を行使することが出来るようになりました。

### 「役員指名」制度の簡略化

従来の会社法では、役員候補者指名制度の採用時に、取締役会の承認審査の根拠とするため、指名権のある株主による役員候補者の学歴、経歴、就任承諾書等の関連書類の提出が必要とされ、実務上頻繁に争議が発生していました。改正会社法では、指名権のある株主が、被指名者の姓名、学歴、経歴を説明し、関連手続を遵守する場合、取締役会が候補者リストに記載する義務があると規定されました。

### 取締役会の「招集期限」規定の緩和

従来の会社法では、取締役会の招集は理由を明記し、各取締役及び監査役へ7日前に通知しなければならないとされていました。しかし、現在の情報通信技術の発展を考慮し、招集期限については会社が自主的に決定出来るよう緩和すべきという見地から、改正会社法では「3日前」に調整されました。ただし、会社は定款に定めることにより、当該日数を延長することも出来ます。例えば、これまでの7日前通知の維持や、10日前通知に延長することも可能です。

## 「マネーロンダリング防止法」の遵守

従来の会社法では規定されていませんでしたが、マネーロンダリング防止法及び国際組織犯罪防止条約を遵守するため、改正会社法では全ての会社は毎年及び変更後15日以内に、取締役、監査役、経理人及び持株10%を超過する株主の情報の電子方式による中央主務機関の情報プラットフォームへの申告が義務化されました。また、この情報は中央主務機関により定期的に審査されます。

## ◆ 規制緩和に関する主要改正点

### 「ストックオプション」付与対象の緩和

従来の会社法では、ストックオプションの付与対象は自社従業員に限定され、グループ企業経営において使いづらい制度でした。改正会社法では、「非公開発行会社」まで新株引受権の発行が拡大されたほか、定款に記載する事によりストックオプションの付与対象に支配会社又は従属会社の従業員を含めることが出来ることになりました。

### 「利益配当回数」の緩和

従来の会社法では、閉鎖性株式会社のみ年2回の利益配当が認められ、その他の会社は全て配当は年1回とされていました。実務上の需要に対応し、改正会社法では、株主が会社の経営状況を十分に理解し、経営成果を即時享受できるよう、会社は定款に定めることにより四半期毎又は半年毎の利益配当ができるようになりました。

### 「株主契約書による議決権の共同行使の指定及び議決権の信託」制度の新設

従来の会社法では、企業買収時及び閉鎖性株式会社のみ、契約書による議決権の共同行使の方法の指定及び議決権の信託をすることが出来ました。当該制度は諸外国で制定後、すでに一定期間が経過し、且つ会社又は株主間の戦略的提携に有効であることから、改正会社法では、非公開発行会社においても、協議又は信託の方法により、議決権の共同行使が出来ることになりました。

## 「外国語名称」による登記が可能

従来の会社法では、会社は「中国語名称」しか主務機関に登記することができませんでした。しかしながら、インターネットの普及とグローバル化により、大多数の会社にとって業務発展のために英語名称が必要となっています。改正会社法では、会社定款に「外国語名称」を明記して登記することが可能になり、主務機関による登記情報検索システムで公開されることになります。

## ◆ 株主権利の保障に関する主要改正点

### 「過半数の株式を所有する株主」による株主総会招集制度の新設

従来の会社法では、少数株主（継続して1年以上発行済株式総数の3%以上の株式を所有する株主）は、取締役会に要請することにより株主総会を招集することが出来ると規定されていました。しかしながら、株式の過半数を所有する株主の場合には、会社の経営に株主総会を通じて重要な影響を及ぼすため、従来の少数株主による株主総会招集制度を遵守した招集方法では不合理であると考えられ、改正会社法では、3ヶ月以上過半数の株式を所有する株主は自ら株主総会を招集することが可能となりました。

### 株主総会の「招集理由」記載項目の新設

従来の会社法では、「役員を選任・解任、会社定款の変更、会社の解散、合併、分割、第185条第1項各号等会社の経営方針の重大な変更」等の事項は株主総会招集通知に招集理由の記載が必要とされ、臨時動議をすることは出来ませんでした。改正会社法では、「減資、公開発行停止の申請、取締役の競業許可、利益の資本組入れによる増資、準備金の資本組入れによる増資」等の株主の権利に影響を及ぼす事項も株主総会招集通知に招集理由の記載を要し、主要内容の説明が必要になりました。

### 「株主提案」の電子化と「テレビ会議」による株主総会

従来の会社法では、株主提案は書面でのみ提出が可能で、また株主総会の物理的な開催が必要で、情報通信技術の発展に対応していませんでした。改正会社法では、株主は「電子方式」による提案が可能となり、また非公開発行会社において定款に記載する事により「テレビ会議」による株主総会の開催が出来るようになりました。

## KPMGの見解

今回の改正会社法の規制緩和程度は、政府の事前公布草案には及ばないものの、その改革は大きく前進しました。全体的に、改正会社法はより実務的な方針を採用し、会社の規模に合わせた形へと変わってきています。ベンチャー企業又は一般の非公開発行会社については柔軟性と緩和、公開発行会社についてはコーポレート・ガバナンス及び株主の権利の強化に重点が置かれています。改正会社法は、多くの企業にとってプラスの影響をもたらすと考えられます。

改正会社法の施行により、多くの緩和される規定がありますが、その適用には定款への明記が必要な点に留意することが必要です。会社法改正による利益を享受するため、定款の修正必要箇所を確認することをお勧めします。

作者

パートナー 何嘉容

弁護士 林柏霖



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

台北市信義路5段7号68F  
Tel : 02 8101 6666  
Fax : 02 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号  
Tel : 03 579 9955  
Fax : 03 563 2277

### 台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段  
201号7F  
Tel : 04 2415 9168  
Fax : 04 2259 0196

### 台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F  
Tel : 06 211 9988  
Fax : 06 229 3326

### 高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6  
Tel : 07 213 0888  
Fax : 07 271 3721

## 日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先 (日本語対応可能)

### 台北事務所

Tel : 02 8101 6666 (代表)  
Fax : 02 8101 6667

### パートナー

#### 李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195  
E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

#### 蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584  
E eileentsai@kpmg.com.tw

### 登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

#### 李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991  
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

#### 須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640  
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

### 発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 李 宗霖

### [kpmg.com/tw](http://kpmg.com/tw)

© 2018 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.